議案第14号

瀬戸内市営住宅条例の一部を改正することについて

瀬戸内市営住宅条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月20日提出

瀬戸内市長 武久顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市営住宅条例の一部を改正する条例

瀬戸内市営住宅条例(平成16年瀬戸内市条例第158号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号中「ア又はイの」を削り、同号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加え、同号に次のように加える。

ウ ア又はイに掲げる者のほか、市長が市営住宅に入居させる必要があると認める者 第11条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

瀬戸内市営住宅条例(平成16年瀬戸内市条例第158号)新旧対照表 現行 改正後 (入居者の資格) (入居者の資格) 第6条 略 第6条 略 2 前項に規定する老人等とは、次の各号のいずれかに該当する者とす 2 前項に規定する老人等とは、次の各号のいずれかに該当する者とす る。 る。 (1)~(7) 略 (1)~(7) 略 (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13 (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13 年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」とい 年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」とい う。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2 う。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のア又はイの に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次の いずれかに該当するもの いずれかに該当するもの ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条 の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶

者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用

する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年

等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所

がした命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項 (配偶者暴力防止

- ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条 の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶 者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用 する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年 を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項<u>又は第10条の2</u>(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
 - <u>ウ</u> ア又はイに掲げる者のほか、市長が市営住宅に入居させる必要が あると認める者
 - (9) 略
 - 3 略

(9) **E**

を経過していない者

から起算して5年を経過していないもの

3 略

(入居の手続)(入居の手続)第11条 略第11条 略2 略2 略3 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に
第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことが
できる。3 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は前項に規定する期間内に
第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことが
できる。4・5 略4・5 略